

戦後の外国人登録制度と指紋押捺なづ

飛田 雄一

はじめに

在日外国人の、公正な管理に資することを目的とする外国人登録法に、指紋押なつの制度がある。指紋といえはすぐ犯罪が連想されるが、外国人登録法十四条には十四才以上の在日外国人で、一年以上在留する者は、指紋押なつをしななければならないと定められている。そして同法十八条では、指紋押なつをせよ、又はこれを妨けた者は、一年以上の懲役若しくは禁固又は三万円以下の罰金に処するとされている。この指紋押なつは、それをしななければならない在日外国人にとって屈辱的なことである。十四才になった時の他にも三年に一度の外国人登録の切替の際に、左手ひとさし指の指紋を外国人登録証、登録原票、指紋

原紙三葉の計四ヶ所に押なつさせられるのである。それも一般的に、例えば印鑑をえた時にキヨコンと押すようにではなく、回転指紋といって、インクをつけた指をつめの部分を除いて回転させて押すのである。この制度は、一九五五年の制定当時より反対の強いものであり、外国人登録制度に指紋押なつを取り入れているのは、先進国では日本だけだと言われている。昨年より今年にかけて指紋押なつを拒否する動きがおり、アメリカ人宣教師（ローン・藤好氏）の他九人の在日朝鮮人が指紋押なつを拒否している。（六月一日付の共同新聞）彼らの押なつ拒否は、現在の日本の体制の下では非常に困難なことであるが、彼らの心情としても、また人道的にも当然の行為である。川崎市で昨年十月指紋押なつを拒否した姜博士は、簡易裁判所での一万円の罰金を不服として正式裁判にもちこみ

現在岡山地方裁判所で争っているが、意見陳述書の中で、「指紋押印の制度は、登録制度に指紋押印が必要かどうか以前の人権の問題としてまず考えるべきであらう」と言っている。

法務省入管局は、「指紋押印の制度は、外国人登録証明証の不正発給、不正入手を防止するための有効かつ唯一のものであると同時に、同一性を証明するという意味において、外国人の利益・正当性を確保する働きも持っている」と昭和45年版の入管白書にも見られる。「唯一のもの」であれば、採用していない国があることがおかしいし、「外国人の利益・正当性を確保する」ためのものなら、当然外国人がいやだといっているものは廃止すればいいのである。要するに日本における外国人登録の指紋押印の制度は、誤った在日外国人政策の具体的な現われの一つであり、誤った在日外国人政策を正していくために、指紋押印の制度廃止のために努力しなければならぬのである。

日本における外国人登録の指紋押印の制度は、一九五五年に廃止されたものであるが、これはまさに在日朝鮮人を抑圧するためのものである。この小論においては主に法務省側の資料を用いながら、戦後の外国人登録と指紋押印の問題について考えてみたいと思うのである。

一、戦後の外国人登録制度の出現

指紋押印の制度は、戦後の外国人登録制度ができると同時に実施されたものではない。戦後十年は終戦した一九五五年に実施されたものである。

戦後の本格的な外国人登録制度は、一九四七年五月二日に公布施行された外国人登録令による。同年五月三日、すなわち一日後に明治憲法にかいて日本国憲法が施行されたわけであるから、明治憲法（天皇）による最後の勅令といえるものである。この外国人登録令は、現在の外国人登録法と入管法を内容的に併せたようなもので、十七条と附則よりなっている。外国人登録証の所持義務義務をも含めた外国人登録に関する諸規定の他に、退去強制についても定められている。

在日朝鮮人は「フランス語と諸和条約の発効（一九五二年四月）までは「日本国籍を有する」として扱われていた。本末であればこの外国人登録令の対象とならなかった。しかし、同令十一條に、朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」という規定により日本国籍を有する朝鮮人も外国人として取扱われることとなった。

当初、二ヶ月の準備期間をおいたのち七月いっぱい

で登録をさせる予定であつたが、昭和30年版の出入管
白書に「何頁」によると、「登録は市区町村で行ない
戦前の外国人管理のよつに防諜とか外事警察的色彩を
帯びたものであつたが、当時解放民族意識の野郎た
る一部の朝鮮人はこの登録に反対したため、とくに才
一線のみ登録事務にたづさる者は非常になやまされた
といふことであつた。反対運動の中で、「日本政府は
七月二十八日、全国情状を判断した結果、八月三十一
日まで申請期間を延長すること」へ篠崎平治が在日朝
鮮人運動に「何頁」にしたが、結局十月末日ころになつ
て破れ免了したのである。

この外国人登録令による外国人登録書は四頁の簡便
なもので、厚紙は貼られていたが拒絶はなかつた。ま
た、用紙も全国統一のものでなく、都道府県単位で印
刷されたといふ。これらの事情により、二重登録や幽
霊登録がめかつた。当時は外国人登録書により配給が
なされていたので特にそのようになつたと考えられて
いる。その後配給に關しては、一九四九年二月十五日
に、登録証明書と主要食糧購入通帳との照合を著せ
ていはいものは同年三月二日の限りで主要食糧の配給
を停止するといふ旨の通知を出している。へが在
日朝鮮人管理重要文書集に「何頁」

外国人登録書は、一九五〇年一月には反対運動の中

で才一回目の一斉切替が行なわれる。

一九五一年十一月一日には出入国管理令が施行され
るが、この出入国管理令においても日本政府は、外国
人登録令同様「朝鮮人を外国人とみなす」という規定
を入れたかつたが、GHQの反対により果せなかつた。
へが在日朝鮮人中研究に六号所収、拙稿「シンフラン
ミスコ平和条約と在日朝鮮人の参照」それ故、一九五
一年十一月一日から、五二年四月二十八日へ「平和条約
」までの期間には、「朝鮮人及び台湾人を除く一般外国人
」の出入国については出入国管理令の適用をうけること
となつたので、従来の外国人登録令は一般外国人に關
しては登録関係のみの規定となり、外国人と看做され
ている朝鮮人及び台湾人は従来通りという複雑なもの
となつた。へが前掲の在日朝鮮人運動に「何頁」

二、外国人登録法の制定

一九五二年四月二十八日のシンフランミスコ平和条約
の発効により第二次大戦の戦争状態が終結したとされ
ている。そして、それにより正式に植民地朝鮮を放棄
したことになるので、在日朝鮮人は一律に日本国籍を
失したと日本政府は解読している。すでに一九四八
年に南北朝鮮に国境ができてくるにもかかわらず、サ

条約発効までは朝鮮半島に在る朝鮮人も含めて日本国籍を有するものと解釋には、どうしても納得がいかない。

ともあれ、この四月二十八日に法的に大きなことになっている。一つは出入国管理令が法律として追認されたことであり、二つは外国人登録令が廃止されたことであり、三つは外国人登録法が施行されたことである。出入国管理令は本来、G.H.Q.の占領下にあるのみ有効なポツダム政令であり、講和条約発効後も法律として存続するために、法律一六号とよばれる「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」で出入国管理令は「法律としての効力を有するものとする」(四條)と求められたのである。

外国人登録法は、「本邦に在留する外国人の登録を実施することによつて外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的」と(一)とされたものである。全二十条と附則よりなり、外国人登録令は附則によつて廃止された。

外国人登録法によれば、日本に在留する外国人は九十日以内に、出生等の場合は六十日以内に外国人登録をしなければならない(三條)ことになっており、具

体的には、氏名、住所、生年月日、国籍、職業、旅券番号、在留資格、在留期間等を申請し、市(区)町村においてはそのものを記録した「登録原票」を備え、るとともに、そのものを記入した外国人登録証明書を作成するものである(四條、五條)。また登録証明書は有効期限が三年と定められているので、三年毎に更新をしなければならない(十一條)。いずれの場合でも登録証明書を交付される時に、左手ひとさし指の指紋を登録証明書に押印させるのである。この場合、十四才未満の者および、一年未満在留のものは指紋押印の必要がないとされている(十四條)。

三、指紋押印の実施をめぐって

指紋押印は外国人登録法の施行により初めて実施に移された訳ではない。同法附則1には次のように定められた。

「この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第十四条へ指紋押印及び第十八条一項第十八号の規定(注1)は、この法律施行の日から一年以内において政令で定める日から施行する。(注2)」

へ注1、第十八条の規定に違反して指紋の押印

1982.7.18

させず、又はこれを妨げたる者を一、二年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する」というもの。

（注）「捺印押はつ」の施行日については、二小からのべるように朝鮮人の反対にあつてのひびびになる。二の附則は、何處も改訂されておらず、その経緯は現在出版されている資料集等に掲載されているものは最初のものではなない。以後、改訂に際しては、法務省入管局に出入国管理令の改廃集録（一九五七年五月）にする。従つて、「一年以内」において……という、「一年」は誤りではない。

二の附則によれば一九五二年（昭和二十七年）四月二日から一年以内に捺印押はつに関する政令が定められるはずであったが、それができず、まず、一九五二年三月に、「一年以内」を「昭和二十八年六月一日まで」に改める法律が公布、施行された。

そして次に、五月三十日に、「昭和二十八年六月一日まで」を「二年以内」に改める法律が公布、施行された。その理由は、「現在の諸情勢にひんかみ、外国人登録法中捺印押はつに関する規定の施行の給予期間を昭和二十九年四月二十七日まで延長する必要がある。二小が、この法律を提出する理由である」ということである。

結局二の「二年以内」にも捺印押はつに関する政令は定められず、一九五四年四月二十日に再々度、改め

られ、「三年以内」となった。

二の向の事情について、引外事警察五十講（上）、「朝鮮篇」一〇一—一九五六年十一月、引用は五七年二月の四版）は次のように書いている。

「登録法に新たに規定された捺印押はつ制度は、事の性質上準備期間を置くことが必要であるとして、特に本法施行の日から一年以内に政令で定める旨を規定していたが、翌昭和二十八年には捺印登録に対する一部外国人の誤解が払拭されず、目づ、その施行を執行するときは、当時好意を期待された、日韓両国の国交調整にも、無用の障害を与える虞があるとして、更に給予期間を二年以内に延長し、昭和二十九年には国家財政上の理由から実施を具合せることとなり三年以内と再度に亘つて延引した。この理由は、いれは当局が当時の活発な在日朝鮮人の激しい抵抗を極めたからに外ならない。

「三年以内」である一九五五年四月二七日までに捺印はつに関する政令を定めることとなつて、三月五日、政令二十六号として「外国人登録法の捺印はつに関する政令」が公布された。この政令と同時に「外国人捺印押はつ規則」も公布され、いづれも同年四月二十七日に施行さ

れた。

「外国人登録の指紋に関する政令」は、難解なものであるが、当時、この政令と起草した法務省入国管理局登録管理官室法務事務官の飛鋪宏平は、本意をのぞかせながらこの政令が定められた事情について、次のように書いている。

「私がこの政令案の起草に当つた当時、一般の予想では、外国人の反対運動なしに指紋押捺制度が実施できるとは考えられていなかった。ただ昭和三十一年という、切替のない時期を選んで、反対運動の社会を彼等と与え、これを実施することが私共の秘策であつた。かくすることに、昭和三十一年の大量切替を迎えても、すでに指紋押捺の実績がある以上、今さら反対運動の口実とはなり得ないであろうとの予測を胸にたけてある。以上のよう計算もしていたものの、百パーセントの自信があつたわけではないし、何とか法網をくぐろうとする手合の出現することも考慮に入れ、全く抜け逢ひないように立法しなければならなかつた。さらに、指紋を押せるといつても、指を怪我している者もあろうし、指は完全でも腕の骨折により指紋を押せない者もあるし、それが一時的な障害である場合も、欠指のよう

に永久的な障害である場合もあるから、あらゆる事象に妥当する規定を設ける必要があつた。

このような必然的な、そうして後述の条件に振り廻わされて、極めて難解な本文ができ上つてしまつたのである。」「外国人登録法」23・24条併合、一九五九年四月

外国人登録書には、現在では三年という有効期限があるが、当時は有効期限が二年であつた。一九四七年に外国人登録令によつて始まつた外国人登録書は、当初、有効期限がなかつたが、一九四九年十二月の改訂で有効期限が三年と定められ、それによる一斉切替が一九五〇年一月に行なわれて以降、一斉切替という形で集中的に在日朝鮮人の外国人登録書の切替が行なわれている。その後生まれかたが、なんらかの事情で登録書を国交付された場合には一斉切替の時期とはずれるが、それ以外ほとんど一斉切替の時期に集中するのである。飛鋪宏平らがその時期を考えて、巧みに一斉切替の時期をほめて、指紋押捺の政令を定めたのもそのためである。

例えば、指紋押捺が定められる前の、一九五四年九月末から十月末の一斉切替に際して、法務省入国管理局より外国人登録事務取扱要領・外国人登録証明書切

替指圖等幾回（一九五四年六月）が出されてゐるが、その方針のところには、次のように書かれてゐる。

「この替指期間においては、一部外国人からの妨害又は反対運動が予想されないこともないので、法務省としては、最高検、警察庁との連絡を密にし、その協力を求め、又反対運動の徴候があるときは、直ちに万全の対策と講ずることとする」（117頁）

「外国人登録法の指紋に関する政令」では、登録書を紛失して再交付をうけたときと、切替時に旧登録書を返納しないときに保管される指紋原紙二葉に十指指紋を押す（一九五一年五月七日政令第一四四号）によりそれ以降、十指指紋はなくなつた。以外は一指指紋を押すことになつてゐる。このことに対して警察庁の方よりクレームがついたこともあるが、法務省入国管理局登録課長・豊島中の次のような一文がある。

「指紋といへば、我々の常識では当然十指指紋ということになるのであつて、一指指紋などというものは、所謂指印の様なもので押捺は極めて簡単ではあるが、果して外国人登録法の目的とする個人差の鑑別に役立つものであるか、否か、甚だ疑問であり、

当面の責任者として、私も種々研究して見たが、その素人である私としては如何にしても決し兼ねてゐたところ、ふとした機会に法務省におけるこの道に専門家であり斯界の権威者でもある久保田政官から、四一指でも三千数百種に分類することが出来る、ということと聞いたので、一指指紋なら指印のようなものであるから——といつても、二十七号の一番切替の際の困難な事情は承知しており、市町村の方々にとつては非常な御苦勞をかけることにはなるが——原則として一指指紋制度を採用することに内定した次第である。ところが当時の国管の鑑識課長からは、四我々の経験上、一指指紋は鑑識に適さないことが明らかであるから、外国人登録法上の目的に對して、全く役に立たない、といつて猛烈な反対を食うし、また外国人、特に朝鮮人の最も多数居住している大阪府の当時の外務課長は、四一指指紋と雖も市町村としては、これを実施することは全く不可能であるから、絶対に反対である、と強硬な反対論を打ち出るといふやうなことで、流石の私も全く閉口しては舞つたやうなことであつた。」「登録事務を視みして、外国人登録法創刊号、一九五七年五月に頁」

四、指紋押なつ拒否をめぐって

以上のようにして、一九五二年四月二十八日の外国人登録法の施行時にはみわくられた指紋押なつ制度は、一九五五年四月二十七日より施行されることになった。飛騨宏平が述べているように、翌年の一斉切替の前に施行したので、それまでの期間にある程度の改定を実施——それまでに数笑的に登録書の切替を行なった人が指紋押なつすること——ができたが、つたとしても、一斉切替時に朝鮮人の抵抗はあったはずである。当時、指紋押なつを拒否した者がいたことについて、当局側の次のような記事を見い出すことができる。

① 「指紋が実施されてから（昭和）三十三年十二月末までに法務省に送られた指紋は、一指四二六、〇九六人、十指、一六、五九二人である。病氣や身体の故障のためにまだ押なつていないものが、五、八八〇人おり、指紋押なつを意図的に拒否したもの、二六三人（中国人二人、無国籍一人のほがはすべし）朝鮮人、いたが、その後これらの大部分は押なつておぼろげに、三十三年十二月末現在の拒否者は朝鮮人十二人だけであり、それもほとんど所在不明者で

ある（『昭和升身版口入管白書』七〇頁）

② 「指紋が実施されてから三十八年九月末までに、法務省に送られてきた指紋は四四二、五二七人、一〇指三六、二二六人である。病氣や身体の故障のためにはまだ押なつていない者が七、八八八人おり、押なつを意図的に拒否した者は六人（朝鮮人五人、アメリカ人一人）だけであり、それも現在ほとんど所在不明者である（『昭和升身版口入管白書』八〇頁）

③ 「大量切替の時期（一九五六年九月—十月——筆者）が差迫つて来るに従い、統連は勿論、民団等においても、教次に及び指令を出して、指紋反対の態度を示してきたので、一時は切替の成果につき一沫の不安を感じないでもなかったが、幸いにして、都道府県及び市町村取巻の方々の御協力は勿論のこと、検察、警察その他関係者科関の御協力を得て、約三十五万の指紋押捺義務者に対し、僅かに二百数十名の押捺拒否者を出したに過ぎず、しかも、その押捺拒否者の大部分は、後日押捺したというような、予想以上の極めて好成績を以て指紋を伴う大量切替を完了したことは、全く御同慶に堪えない次第である（『前掲「登録事務を顧みて」、口外人登録四創刊号に三頁）

指紋押なつと拒否したことが告発され、裁判となつた例は、法務省刑事局・検察庁(一一六)で外国人登録法・出入国管理令関係主要刑事裁判例集巻一九六三(三月)、法務省入国管理局法令研究会(注)九判例、出入国管理・外国人登録事務法(一九八〇年十月)等にはみられない。ただ、外国人登録(一一号(一九六六年十一月)の「外国人登録法を裁判例紹介(五)」の中に、次のような判例が紹介されている。

それは、弁護人の主張によると、一九五六年十一月安商道氏が、「押なつする行為が如何なる理由に因るものであるかを下関市役所所長(奥野)の更張(奥野)に詳しく詳細にこれを尋ねたのであるが、奥野明らかな理由が説明されなかつたため当初申請の際には押なつ行為を拒んだ」というものである。後日、安氏は指紋押なつと行なつたのであるが、最高裁判所(法廷は、一九五八年四月二四日、原判決(一九五七年十月一四日)広島高等裁判所(一)を支持し、「指紋押なつ罪は、申請者がその申請に際し、登録原簿等に指紋を押したか否かについては成立する」という判断を下したのである。へり最高裁判所刑事判例集(十二巻六号、一一五四頁)

安商道氏の「拒否」の事情は、冒頭で紹介した要旨

氏のそれとよく似ている。某氏の陳述によれば、「私はその時、つまり、一九八一年一月二七日の申請支所において拒否するとは一度も言っていない。私は終始一貫して何故指紋を押す必要があるのか。私は、指紋を押すことなしに登録はできると考えるがどうか、このまま指紋を押すことには納得できない」と意見と述べたのである。しかし、後述の中指紋押拒否にあたりますので、この「言葉と共に私は、指紋押拒否者となつてしまつた」というのである。(某氏の陳述書においては更に展開されている。)

市(区)町村の外国人登録窓口が、指紋押なつ拒否にどのような対応するかについては、法務省入国管理局の「外国人登録事務取扱基準(一九五六年八月)」に、次のように書かれている。

すなわち、①登録証明書は指紋を押さずに交付するがただちに警察に告発する。それと同時に新証書を作成し、都道府県知事および法務省に送付する。②登録証明書は「指紋申請時にその旨を記載し、原簿の写真には押なつするまで出アレスは押さない。③原簿には「押なつ拒否により」の警察署に送附するように書きする——と対応するのである。(320頁)

①の窓口においては、法律的に必ず告発しなければならぬということではない。現に、今回指紋押なつ

を拒否した者の中では告発された者の方が少ない。

一方、告発をうける警察の側においても、指紋押なつ拒否については研究されている。警察官の参考書として書かれた、法務研究会編の出入国管理令・外国人登録法の違反態様と捜査の要点(一九九一年一月、筆者の手になっているのは一九七九年九月発行の四訂版)においては、被疑者、参考人(市区町村の窓口の応募)補強証拠について「捜査の要点」が具体的にあげられている。また、「被疑事実の記載例」も掲載されている。

おわりに

以上、日本における外国人登録制度の指紋押なつの問題について、それが一日も早く廃止されるべきであるという立場から、主に、在日外国人に指紋押なつを強要している法務省側の資料をもとに述べてきた。これらの資料からうかがい知れるように、戦後の日本における指紋押なつ制度は、在日朝鮮人を抑圧するための大きな武器となつてゐる。

法務省は、外国人登録の指紋が犯罪捜査に使われることはないという。しかし、実際のところはわからぬ。

前掲の外国人登録事務取扱要領では、「指紋原紙の閲覧又は貸出等の取扱」について、行政・司法関係等の公務員が、所轄村長の長の発行する「指紋原紙により申し出た場合には可能であり、また、公務上の目的を有すると認められる者又は都道府県知事の承認を受けた者」には、市区町村長の責任で許可できることになつてゐる。(117および316条)

最近、指紋押なつが問題となつてゐる一方で、外国人登録法「改正」の動きがある。罰金の引上げは訴外として、行政簡素化との関係でもりこまれた写真提出指紋押なつ等の法令が14才から16才に引き上げられたこと、外国人登録証明書の有効期限が三年から五年にのびたことは前進であることにはちがいない。しかし外国人登録法の最大の問題点である指紋押なつおよび常時携帯義務が廃止されない改正は、真の改正とはいえないものである。

在日外国人(朝鮮人)への差別は、制度的には近身改善されつつある。しかし、在日外国人(朝鮮人)を指紋によつて管理するという思想がまかり通つてゐる日本社会を考へる時、まだまだ改善されるべき内戦のオカ多しと言わねばならない。

この小論が勇気をもつて指紋押なつを拒否した方々の運動に少しでも役立つところがあれば幸いである。